

地方自治法第99条の規定により、議会から国会や行政機関に提出するものです。内容は多岐に及びますが、市単体では解決できない問題等を意見書として提出し、国会や行政機関に働きかけるものです。市議会議員が議長に提出し、本会議において過半数以上の賛成で可決され、関係機関に提出されます。12月議会定例会で議決された意見書2件はそれぞれ国の関係機関に提出しました。提出した意見書は次のとおりです。

意見書とは

2件の意見書を提出しました
(12月議会定例会)



衆議院議員選挙制度の抜本的な改革を求める意見書

衆議院小選挙区選出議員の選挙区については、平成28年5月に衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、衆議院議員の定数の削減と、いわゆる「一票の較差」の是正措置が講じられた。

これにより、各都道府県の区域内の選挙区の数を、令和2年以降10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆる「アダムズ方式」により配分されることとなった。

本年11月30日に、令和2年国勢調査の確定値が公表され、その結果に基づくと、本県の衆議院小選挙区選出議員の定数は、1名減となると見込まれている。

もとより、一票の較差を是正することは重要な課題である。しかしながら、地方創生の重要性が高まっているにもかかわらず、地方の実情を知る国会議員の比率が低くなり地方の意見が国政に届きにくくなれば、過疎化、少子高齢化や人口減少といった課題の解決は遠のき、今後の我が国の行く末に大きな影響を与えることとなる。

したがって、国政選挙においては、単純に人口に比例した定数配分とするのではなく、地方の意見が十分に反映されるものとなるよう、制度を構築しなければならない。

よって、国会および政府におかれては、衆議院小選挙区選出議員の選挙区改定に向けた現在の検討を見直し、改めて地方の意見を広く聞きながら十分に議論を重ね、抜本的な選挙制度改革を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

全会一致で可決

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

湖南市議会では新型コロナウイルス感染症の影響下における議会運営を議論する中で、人数等が制限され、災害等により本会議が開催できなくなる可能性を改めて認識しました。議員が一同に参集し、議論を尽くすことが、議会の基本であることはいまでもありませんが、非常時の手段として、二元的代表制の一翼を担う議会の権能を発揮するためには、オンライン本会議を実施可能とすることが必要であると考えます。

令和3年3月12日の衆議院内閣委員会では、「地方自治体がそれぞれの事情に応じた判断の中でオンライン本会議の開催是非を決定できるように環境整備すべき」との中谷委員の質問に対して、熊田副大臣が「国会における出席という考え方にも留意しながら考えていく課題だと認識をしております」と答弁されるなど、国における問題認識は、法解釈上の問題から国会との比較に論点が流されているとの印象を受けます。

しかしながら、「国会で実現していないものは地方議会でも認められない」との潜在意識に基づく国会準拠論に法的根拠はなく、地方分権の潮流にも逆行するものであると考えます。この状況下では、同じくする環境におかれた場合、議会としての権能を十分に発揮できない可能性が考えられます。

ついでに、本会議への参加、表決の意思表示をオンラインによっても可能とする地方自治法の速やかな改正を強く要請致します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

宛先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、デジタル大臣

全会一致で可決